

八戸市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子供の安全な遊び場を確保し、並びに体育、スポーツ活動及び社会教育活動の普及振興を図るために、学校施設を学校教育に支障のない範囲で計画的、継続的に開放することについて必要な事項を定めるものとする。

(学校施設開放の種類)

第2条 この規則で学校施設開放とは、次のものをいう。

- 1 遊び場開放 校庭その他の学校施設等を、子どもの安全な遊び場の確保を目的とする事業の利用に供することをいう。
- 2 体育、スポーツ開放 校庭及び体育館その他の学校施設等を体育、スポーツ活動の普及振興のための事業の利用に供することをいう。
- 3 社会教育開放 特別教室その他の学校施設等を社会教育活動の普及振興のための事業の利用に供することをいう。

(教育委員会等の役割)

第3条 学校施設開放に関する事務は、八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

- 2 学校は、学校教育に支障のない限り、学校施設の開放に努めるものとする。
- 3 社会教育団体及び体育、スポーツ団体（以下「関係団体」という。）は、集団的な遊びの指導、安全指導その他学校施設開放の事業の運営に関し、協力するものとする。

(開放校の決定)

第4条 教育委員会は、学校施設開放の対象となる学校（以下「開放校」という。）を決定しようとするときは、あらかじめ当該学校長の意見を聞かなければならない。

(学校施設開放事業運営協議会)

第5条 学校施設開放の円滑な運営を図るため、開放校に学校施設開放事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

- 2 運営協議会の委員は、学校の校長、教員、関係団体の役員及び当該地域住民の中から教育委員会が委嘱する。

第6条 削除

(学校施設開放の期間等)

第7条 教育委員会は、学校施設開放の期間、日時、利用者及びその他運営について運営協議会の意見を聞いて定めるものとする。

(利用者)

第8条 学校施設開放において、学校施設を利用できるものは、子ども（幼児の場合にあつては、保護者の付添いがある場合に限る。）、子ども会その他の少年団体及び市民を主な構成員とする団体で、運営協議会の意見を聞いて教育委員会が認めたものとする。

(利用の禁止)

第9条 次の各号に該当する場合は、学校施設の利用を認めないものとする。

- (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するための利用その他政治活動のための利用
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用
その他宗教的活動のための利用
- (3) 営利を目的とする利用

(利用の許可)

第10条 学校施設を利用しようとする団体は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用条件の変更等)

第11条 教育委員会は、前条第1項の規定による利用の許可を受けようとする者又は利用の許可を受けた者が当該利用につき、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校施設の利用条件を変更し、又はその利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この規則又は利用許可の条件に違反したとき。
 - (2) 学校又は教育委員会が使用する必要が生じたとき。
 - (3) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。
 - (4) その他施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- 2 前項の場合において、利用者に損害があっても教育委員会は、その責めを負わない。

(利用者の弁償責任)

第12条 利用者は、開放校の施設、設備を故意又は重大な過失によってき損又は亡失したときは、弁償の責を負うものとする。

(他の規則の適用除外)

第13条 八戸市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和39年八戸市教育委員会規則第3号)第27条から第35条までの規定は、この規則による学校施設の利用に関しては、適用しない。

(委任)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

(略)

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。